

# MIO PRESS

LAW OFFICE  
秋号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.32  
2025.10

事前  
予約制

みお弁護士の  
人気セミナー  
随時開催中!!

詳しくは、P12・13をご覧ください。

新刊発売記念  
伊藤勝彦弁護士著書  
読者アンケート  
プレゼント!!

詳しくは、裏表紙を  
ご覧ください。

特集  
Special Feature

## 生成AIの 利用上の留意点

法律コラム 知らないと怖い法律の話  
連載 知っ得! 交通事故

支店便り 遺言書作成セミナーを開催しました  
リガサボ! 退職所得控除の重複適用に関する改正

弁護士法人みお綜合法律事務所／お問合せ・ご相談は[通話料無料] ☎ 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日)9:00～17:30

みお 法律

新刊のご案内

「終活」のことがゼロからわかる1冊!

終活のトラブルは事前対策で防げる。現在、終活の重要性は広く認識され、社会にしっかりと根付いてきています。終活は、暗く重たいものではなく、自分と家族の未来を見つめ、よりよい関係を築くための前向きな取り組みです。本書では、そんな「親子終活」の進め方について、分かりやすく具体的にご紹介しています。

「親子終活」あさ出版／定価1,700円(税別) 伊藤勝彦 弁護士 著

好評  
発売中



MIO PRESS  
読者アンケート  
プレゼント!!



大阪・京都・神戸  
弁護士法人みお綜合法律事務所  
代表弁護士:大阪弁護士会所属/澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故／遺産相続／離婚問題／債務整理／顧問契約・会社法務／その他

お問い合わせ・ご相談は

な や む な み お  
☎ 0120-7867-30  
通話料無料

受付時間(月～土)／9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501  
大阪市北区梅田3丁目1番3号  
ノースゲートビル オフィスタワー14階  
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056  
執務時間:月～金曜日／9:00～20:00  
土曜日／10:00～18:00  
受付時間:月～土曜日／9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

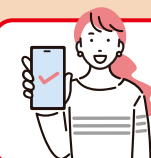
〒600-8216  
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町  
735-1 京阪京都ビル4階  
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911  
執務時間:月～土曜日／9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086  
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号  
井門三宮ビル10階  
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042  
執務時間:月～土曜日／9:30～18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、  
スマートフォンからのご応募できます!

ご応募はこちらから



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田・伊藤弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切  
2025年12月末日  
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。  
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。  
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答協力をお願いいたします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

☐ 【特集】生成AIの利用上の留意点

☐ 知らないと怖い法律の話 ☐ 知っ得! 交通事故  
☐ 事務局通信 ☐ 支店便り ☐ リガサボ!

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

☐ 交通事故 ☐ 相続問題 ☐ 離婚(男女)問題  
☐ 借金問題 ☐ 労働問題 ☐ 刑事事件  
☐ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他) ☐ 企業法務  
☐ その他( )

Q.3 法律問題で困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございます

# Artificial Intelligence

Special Feature

## 生成AIの利用上の留意点



### はじめに

AI（人工知能）は、最近、テレビやインターネットで話題になることが増え、私たちの日常生活や仕事にも頻繁に使われるようになってきました。

通称AI推進法（正式名称「人工知能関連技術の研究開発及び活用推進に関する法律」）が、今年5月に国会で可決・成立し、6月に公布されたことでも、注目を集めました。今後、企業には創意工夫によるAI活用と自主的な安全対策が求められ、国民にはAIを怖がり過ぎず正しく理解する姿勢が求められます。

弁護士への法律相談においても、予めAIに相談をされたうえでご来所される方や、AIでドラフトした契約書を持参される方も増えてきました。しかし、専門家からみて正確でない部分が見受けられることも事実です。そこで、今回は、生成AIの利用における留意点を簡単に説明したいと思います。

### AIとは何か？

AI（Artificial Intelligence）は、人間が行う

30条の4という法律で、情報分析などの目的であれば、著作権者の許可なく利用できると定められているからです。

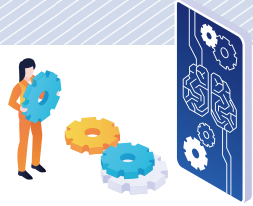
ただし、この利用が、もともと作品を作った人の利益を不当に損なう場合は、問題になる可能性がありますので、リスクは避けるべきです。例えば、AIの学習によって既存の作品市場を不当に損なったり、AIが既存の作品と非常に類似したものを生成したりする場合です。

サービス提供者とユーザーの間で利用規約が定められている場合、その規約に違反してコンテンツをAIに学習させると、契約違反となる可能性がありますので、この点にも注意が必要です。

### （3）AIに指示して、他人の作品に似たものを作らせたら？

AIに指示して、特定の人の絵の描き方や文章のスタイルを真似させて、既存の作品にとってもよく似たものを生成したりすると、著作権を侵害したとして問題になる可能性がありますので、この点にも注意が必要です。

著作権侵害が成立するかどうかは、どれだけ似ているか（類似性）と、元の作品を参考に作ったと言えるか（依拠性）の二つの要素が



知的な作業を、コンピュータ上で人工的に実現する手段です。現在のAIは、まるで人間のように自分で考えて判断する強いAIではなく、人間が与えた指示やデータに基づいて特定の仕事をこなす道具と考えることができます。特に最近注目されている生成AIでは、利用者はプロンプト（指示や命令）を入力するだけで、新しいコンテンツを作り出します。生成AIの技術は日々進化しており、テキスト生成、画像生成、動画生成、音声生成、コーディング、AIエージェントなど、多様なサービスに活用されています。

### AIと生成物の権利について

AIが何かを生成する際、その生成物や利用されるデータに関して、知的財産権の問題が生じますので、これを侵害するような利用方法は避けるべきです。

### （1）AIが作ったものに著作権はあるの？

著作権は、人間の思想や感情が創作的に表現されたものに与えられる権利です。現在の日本の法律では、AIが自ら作ったものには、

原則として著作権は認められません。著作権は人間の考えや気持ち工夫して表現されたものだからです。

他方で、AIの背後に人間がいて、その人間がAIを道具として利用し、生成されたものが人間の創作的な表現と認められるのであれば、その人間が著作者になります。しかし、人間が明確な指示をしていないにもかかわらずAIが自動的に創作した作品には、人間の思想や感情が介在しているとは言えず、著作物として認められないと考えられます。

結局のところ、AIによって生成された文章や画像がどの程度著作物として認められるかは、個別の事例ごとの判断が必要であり、例えば、単なる言い換えや形式的な変更では創作性は認められにくいですが、大幅な加工や創作的な表現が加われば認められる可能性があります。

### （2）AIに他人の作品を学習させてもいいの？

他人の作品（絵や文章など）をAIに学習（機械学習やディープラーニングなど）させること自体については、著作権者の許可なく許可され得るものです（ただし、その利用につき、後述のリスクがあります）。これは、著作権法





重要になります。AI生成物が著作権侵害にあたる場合、ユーザーの過失が問われることがあります。

AIサービス提供者は、ユーザーが著作権侵害を引き起こした場合の責任を軽減するための対策を講じるべきとされており、例えば、学習データのライセンス取得や、生成物の類似性チェック機能の提供などが挙げられます。一部の企業（Microsoft、OpenAI社など）は、ユーザーがAI生成物によって著作権侵害を起こした場合に補償する方針を示し、話題になりました。

AI生成物が著作物であるかどうかを明示することや、著作権侵害の免責に関する法的な規定は、日本の著作権法には存在しません。

#### （4）AIと発明の権利（特許）について

AIを使って新しい技術やアイデア（発明）が生まれた場合でも、特許の出願人や発明者は自然人である必要があります。AI自体が発明者として認められるわけではありません。

AI生成物であることを理由に、発明者が自然人の名前で記載されていない発明出願は拒絶される可能性があります。人間がどれだけ創造的に貢献したか（例えば、AIへのプロ

ンプト入力や問題解決における寄与）が、発明者として人間が認められるために重要になります。

#### （5）その他の知的財産権

AI生成物を意匠登録する際には、原則として自然人の創作と見なされないため、AI生成物そのままでの登録は難しいと考えられています。しかし、人間がAI生成物を加工してデザインを作成した場合は、自然人の創作と認められ、新規性があり、かつそれが既存デザインから容易に考案できないものであれば登録可能です。

商標登録については、自然人の創作は前提とされないため、AI生成物であっても、一般的要件を満たせば登録可能です。

不正競争防止法は、企業の営業秘密や限定提供データなどを保護します。AIを利用して他社の営業秘密や限定提供データにアクセスしたり、不正に利用したりする行為は、不正競争防止法に抵触する可能性があります。特に、クラウド型AIサービスに営業秘密や限定提供データを入力する際には、外部への漏洩リスクがあるため、注意が必要です。

パブリシティ権は、著名人の氏名や肖像を無断で商業利用されない権利です。AIが生成

した画像が著名人の肖像に類似し、それを商業利用する行為はパブリシティ権侵害となる可能性があります。

#### AIが間違っ て契約を結んでしまったら？

AIが業務を代行するいわゆるAIエージェントの利用が進めば、AIが、皆様の意図しない内容で勝手に契約を結んでしまうようなことも起こるかもしれません。このような場合、AIを使った皆様の意図と、AIが実際に行った行動が違っていたのであれば、その契約を錯誤取消によって取り消せる可能性があると考えられます。錯誤とは、意思表示の内容や動機が客観的な事実と異なる、いわゆる思い違いのことです。ただし、個々の状況によって、取消しが認められるかの判断が異なるため、この点も弁護士による専門的な判断が要です。

#### AIが事故を起こした場合の責任について

AIが関わる事故の場合、誰が法律上の責任を負うべきかについては、まだはっきりしない

部分が多い、新しい問題です。今の法律では、AIそのものに責任を負わせるという明確なルールはありません。

責任は、AIを操作した人（利用者）の不注意が問われることもありますし、AIを製造したり、開発したりした人が、AIに欠陥があった場合に製造物責任を負うこともあります。この問題は、とても複雑で、状況によって責任の所在が変わる可能性があります。

#### 大切な情報の扱いについて

AIに、皆様や会社の大切な情報（個人情報や社内の秘密情報）を入力する際には、特に注意が必要で、事前に本人の許可を得ることを原則とすべきですし、必要不可欠な場合を除き入力は避けるべきです。

#### （1）個人情報の保護

AIに個人情報（氏名や連絡先など）を入力しなければならぬ場合、その情報が何のために使われるのかをはっきりさせ、外に漏れないように守ることがとても重要です。

特に、病歴など要配慮個人情報（特に慎重に扱うべき個人情報）をAIに入力する際は、



本人の許可が必要となり、情報が外に漏れたり、意図しない目的で使われたりしないように、しっかりと対策を講じることが非常に大切です。インターネット上の公開情報であっても、AIに学習させることで、意図せず大切な個人情報（要配慮個人情報など）を取得してしまう可能性があり、注意が必要です。

AIが個人情報を含む正確な情報（ヘルシネーション）を生成するリスクも存在します。個人情報やAIサービス提供者などの第三者に提供する場合には、本人の同意が必要になるなど、特別な注意が必要で、データの安全管理を徹底すべきです。

#### （2）会社の秘密（営業秘密）の保護

AIを使う際に、会社の秘密情報（例えば、顧客リストや製品の製造方法など）をAIに入力すると、それが外に漏れてしまう危険性があります。

秘密を安全に守るためには、情報を暗号化したり、AIを格納する場所を厳重に管理したりするなどの対策が必要ですし、可能な限り、機密情報は外部のAIサービスに入力しないことが最善の防御策です。また、AIがハルシネーション（事実と異なる情報を作り出すこと）によって秘密情報に似た情報を生成し、

意図せず外部に漏洩させるリスクも考慮すべきです。

#### AIが道具であるからこそ専門家への相談が大切です

AIの技術は日々進化しており、AIを活用することで、例えば、過去の判例や法律情報をAIで素早く調べたり、契約書の下書きを作ったりすることなども可能です。

しかし、AIは完璧ではありません。AIは事実と異なる情報（ハルシネーション）を作り出したり、曖昧な指示では適切な回答ができなかったりすることがあります。そのため、AIが作った内容が本当に正しいか、法律的に問題がないかを人間である弁護士が必ず確認することが不可欠です。AIはあくまで道具であり、最終的な責任はAIを使った人間が負うことになります。法律問題のお困りごとがございましたら専門家である私たち法律事務所へ、どうぞご相談ください。



弁護士  
青井 一哲  
Kazuaki Aoi

\*セミナー講師「生成AIの利活用とガバナンス ～生成AIの導入の実例と日本・海外における議論～」  
（2025年3月 大阪弁護士会・日本公認会計士協会近畿会共催）等



**不** 動産は財産ではありませんが、場合によっては、重い負担が伴う「負」の財産となることもあります。

### 所有していることによる法的な責任

不動産を所有することでかかる経費は、固定資産税などの税金のほか、所有していることによる法的な責任に起因する負担があります。例えば、田舎の土地や古い家は固定資産税が少額、もしくはほとんどかからないこともあり、税金の負担はたいしたことがないかもしれませんが、維持管理をきちんとしていないと大変な責任を負う可能性があります。

なぜなら、建物の所有者は、その建物が他人に損害を与えた場合などには損害賠償を請求されるおそれがあるからです。

例えば、建物等の工作物の欠陥で他人に損害を与えた場合には、所有者は無過失の責任を負う可能性があります。

ばその分、売値が安くなるということになります。

すぐに売れるマンションであればよいのですが、高齢者向け分譲マンションや都会のマンションなどで、コンシェルジュサービスがついている場合、管理費が高くてなかなか買い手がつかないという話も聞きます。また、リゾート地にあるマンションなどでは、温泉大浴場など共有の設備の維持管理費が高額なケースもあります。

所有しているだけで毎月高額の管理費の支払い義務が発生しますので、このような物件を相続したら早く売らないと大変です。

マンションの管理費だけではありません、別荘地の管理費について、最近



代表弁護士  
澤田 有紀  
Aki Sawada

## 知らないと怖い法律の話

### 不動産は「負」の財産？



法律コラム

あります（土地工作物責任・民法第717条）。具体的な例としては、建物の外壁タイルが落下して通行人に怪我をさせた場合や、屋根瓦の飛散、看板の落下などにより、通行人や他人の財産に損害を与えた場合、などです。

また、適切な管理を怠っていた（過失があった）ことにより他人に損害を与えた場合に発生する責任も負います（不法行為責任・民法709条）。

神奈川県逗子市の分譲マンションの敷地で、風化した斜面が崩れ、直下の市道を歩いていた女子高校生が巻き込まれて亡くなった2020年2月の痛ましい事故では、遺族がマンションの区分所有者や管理会社らに損害賠償を求め、区分所有者側が1億円を支払うことで和解したという例もあります。

所有している不動産が目届くところであればよいですが、例えば、相続した実家の不動産などをそのままにしているという場合には、まずは解体して更地にして、周りに危険が

地所有者は事実上の利益をうけている」として請求が認められました。

契約に基づくずに、管理会社の言い値で管理料相当額の支払い義務が認められるというのはちょっと意外ではあります。実際には、別荘としての景観管理や必要な設備の管理に適正な管理料であることや、別荘開発時から管理してきた会社または事実上大部分の所有者が契約している管理会社であったことなどが考慮されているのではないかと思います。

### 負の不動産の手放し方

2023年に、国が知らない土地を引き取る制度（相続土地国庫帰属制度）もできました。

ただ、実際にこの制度を利用しようとしてもいろいろと条件があり、対象になる土地はそれほど多くないと言われています。また、自治体に寄附したいと申し出ても、たいしては受け取ってくれません。

手放したい場合は、売るのが第一



ないようにしておく必要があるでしょう。

### 管理費が発生する不動産

マンションについては、区分所有法により、管理組合で決議した管理費等のマンションの維持管理に必要な費用については、所有者に支払いの義務があります。所有者が支払いを滞納したまま売却をした場合には、買主が滞納分を引き継いで支払うことになります。したがって滞納額が多ければ

の選択肢ですので、まずは地元の不動産会社にご相談ください。

または田舎暮らしをしたいという人に格安で譲渡するという方法もあります。地元の自治体などでマッチング事業をしているところもあります。過去に原野商法で二束三文の土地を購入させられた被害者が、「広告を出せばすぐに売れる」と騙されて、多額の広告費を払われたり、買い手が決まっているなどと言われて測量費などの名目でお金を騙し取られるといった、二次被害に遭っているという例もあります。

また、不動産を引き取ってくれるという業者もあるようですが、悪質な引き取り業者による詐欺も目立っています。契約をするときには、その業者が不動産を買い取った後どのようにして利用するのかの出口戦略をきちんと確認し、契約書を隅々まで確認することはもちろん、当該業者についてネットで評判を検索するなどして騙されないように注意しましょう。

## 事務局通信

こんにちは。神戸支店の事務局です。

酷暑の季節もやっと終わりそうな今日この頃ですが、今回は秋と冬を飛び越えて、春のお話をさせていただきたいと思います。というのも、私は道端の小さな草花が好きなのですが、中でも特にスマレが好きで、毎年4月頃はスマレが沢山咲いている道をわざわざ選んで歩くほど。だから春が待ち遠しくてたまらないのです。

自宅付近に生えているスマレのほとんどは紫の花をつける品種ですが、ある時白い花をつけている数株のスマレを見つけました。ところが数年前、そのスマレの生えている地域が再開発されることを知りました。毎年楽しみにしていたため残念で、何度か種を

採ってベランダのプランターに蒔いてみましたが、全く芽が出ません。ある日ふと「根ごと移植したらどうだろう？」と考えました。車道と歩道の境目、アスファルトのわずかな隙間から生えていたためなかなかうまく抜けず、根はほんの少ししかとれませんでした。ところが、順調に成長し、翌年の春には白い可憐な花を咲かせてくれました。

ちなみに、スマレを採取したとき、道路わきに長時間しゃがみこんでいたため、親切な方から「大丈夫ですか？大丈夫ですか？」と声をかけられてしまいました。しどろもどろで事情を説明したところ「本当ですか！すごいですねー」と言っていたのですが、内心「変わった人だなあ。」と思われていたに違いありません。



毎年ベランダの白いスマレを眺めながら、その方の優しさを思い出します。

なお、再開発工事後の元の場所では、遅く生き残った小さな一株が、今年の春も可愛い白い花を咲かせていました。

我が家のスマレも再開発を生き残ったスマレも、今年の暑さを乗り越えて、来年の春にはまた元気に咲いてくれることを楽しみに待っています。

身の回りで関わる、知って得する法律の話。

知っ得!

# 交通事故



弁護士  
羽賀 倫樹  
Tomoki Hagi

本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故によるむち打ちと後遺障害がテーマです。

## はじめに

今回のテーマは、交通事故によるむち打ちと後遺障害です。実際、むち打ちで後遺障害はなかなか認められないと思われる方も多いのではないのでしょうか。確かに、客観的所見が全くなければ後遺障害は認められにくいのですが、一定の画像所見がある場合には、後遺障害として認定されるケースがあります。後遺障害として認定されれば、保険会社から支払われる示談金に影響するため、長期間治療しても症状が残る場合は、慎重に後遺障害の手続きを進める必要があります。

## むち打ちと後遺障害等級

交通事故の怪我で後遺症が残った場合、後遺障害等級は症状に応じて1級～14級・非該当のいずれかの認定になります。最も重いのが1級、後遺障害の中で最も軽いのが14級で、14級に至らない場合は、非該当になります。

## むち打ちの後遺障害等級の判断要素

この中で、むち打ちで認定される可能性があるのは、12級・14級・非該当のいずれかですが、12級になることは珍しく、ほとんどの場合、14級か非該当になります。むち打ちは、自覚症状が中心であるだけに、後遺障害の中では比較的軽度と判断されることとなりますが、後遺障害が認定されるかどうかで示談金は大幅に変わってきます。

むち打ちで後遺障害等級が認定されるかどうかは、次の①～⑦などの要素を総合的に考慮して判断されます。

- ① レントゲンやMRIでの画像所見の有無
- ② 後遺障害診断書の内容
- ③ 事故態様
- ④ 物損の程度
- ⑤ 症状経過
- ⑥ 治療状況
- ⑦ 神経学的所見の有無

①～⑦はいずれも重要な要素ですが、特に①②は後遺障害等級の認定に当たって重視されています。

ただ、むち打ちの後遺障害の要件は必ずしも明確でないため、むち打ちで後遺障害等級が認定されるかの判断は容易ではありません。そのため、むち打ちの後遺障害申請をしようとする場合は、交通事故の手続きを進め方について相談し、場合によっては手続きを依頼するのが得策です。

## むち打ちの後遺障害申請時期

交通事故による後遺症全般に言えることですが、後遺障害を申請するタイミングは、治療が続いても症状が大きくは変わらなくなった時期（症状固定時期）になります。むち打ち固有の留意点は、治療期間が半年未満である場合、痛みやしびれが残っていたとしても後遺障害等級が認定されにくい点です。そのため、むち打ちで後遺障害申請をする場合は、事故から半年以上治療をする必要があります。

今回は、交通事故とむち打ちの後遺障害について解説しました。次回からは、交通事故におけるむち打ちの示談金について解説します。

主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわるお役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

ABCラジオ

毎週土曜日 朝6:45～7:00 放送中!

「おーそれ みーお!」

<https://abcradio.asahi.co.jp/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ

毎週土曜日 朝7:00～7:15 放送中!

「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」

<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

澤田有紀 弁護士





## 遺言書作成セミナーを開催しました

### はじめに

京都事務所では、令和7年6月、「遺言書き方講座」と題するセミナーを開催しました。主に行政の広報誌で告知させていただいたところ、大きな反響を頂き、定員が少人数ということもありましたが、当初2日間・4回の予定だったものが、最終的に5日間・10回開催させていただくことになりました。このセミナーでは、遺言書の作成に関心を持ち始めた方向けに、遺言書の種類や相続の基礎知識、遺言書作成にあたっての留意点やポイントなどをお話したのでありますが、ここでは、その中で多かったご質問とそれに対する回答をご紹介します。

### 質問1

#### 公正証書遺言の作成手数料

(1) 遺言書には大きく分けて自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類があります。このうち公正証書遺言は、公証役場で、法律の専門家である公証人に、証人2名の立ち会いの下で作成してもらう遺言です。

- ① 財産の相続または遺贈を受ける人ごとにその財産の価額を算出する。
- ② ①の価額を基準表に当てはめて、その価額に対応する手数料額を求める。
- ③ これらの手数料額を合算して、当該遺言公正証書全体の手数料を算出する。

ということになっています。そのため、財産の総額だけではなく、その財産を

「何人に」「どれだけ」渡すことになるか、によって手数料の金額が変わってくることになります。

これも日本公証人連合会のホームページで紹介されている具体例になりますが、例えば、総額1億円の財産を有する方が遺言書を作成するケースでも、妻1人に相続させる場合、前記①～③の手順で算定される手数料は4万3,000円となりますが、妻に6,000万円、長男に4,000万円の財産を相続させる場合には、妻の手数料が4万3,000円、長男の手数料が2万9,000円となり、その合計額は7万2,000円となります。また、1通の遺言公正証書における目的価額の合計額が1億円までの場合は、1万1,000円を加算するという遺言加算の規定があるため、上記のケースにおける手数料は各々この金額を加算した金額になります。

(3) これ以外にも遺言の内容や分量（遺言書の枚数）、作成手続によっては別に手数料が発生する可能性がありますので、正確な金額については公証役場に確認する必要がありますが、大まかなイメージとしては以上のように

なります。

### 質問2

#### 遺言書を見つけてもらう方法などについて

(1) セミナーの中で、遺言を実現するには、遺言書を作るだけではなく、「ご自身が亡くなった場合に、遺言書の存在と死亡の事実が相続人や遺言執行者などの関係者に速やかに伝わる必要がある」というお話をしました。

遺言書があることに気付いてもらえなければ、相続人が遺言書の中身とは異なる内容の遺産分割を進めてしまいかもしれませんし、例えば、相続人になるような身内がおられない「おひとり様」が、弁護士等を遺言執行者と指名した遺言を残していたとしても、執行者はご本人が亡くなったことを把握できなければ遺言執行の業務を開始できないため、これらの点は重要になってきます。

(2) まず、ご本人の死亡を最初に把握するであろう相続人を信頼できるのであれば、その相続人に遺言書の所在などについて生前に伝えておくことが

理想といえます。

これに対して、遺言書を作成した事実やその内容について、存命中は誰にも知られたくないという方もおられます。その場合は、作成する遺言書の種類や保管場所にもよりますが、例えば、遺言執行者に指定した弁護士が遺言書を預かっているというケースであれば、生前にそのことだけを相続人に伝えておく、又は、死後相続人が確実に目にするであろう自宅のどこかに、そのことを記載したメモを残す、といった対策が考えられます。しかし、この場合でも、相続人が遺言書の存在を黙殺するようなおそれがあるのであれば、それ以外の信頼できる友人などに、自分が亡くなった時はそのことを当該弁護士に連絡するように依頼しておく他ないのかもしれない。

このように、以前は、遺言書の存在や内容、死亡の事実を、適切な時期に適切な関係者に伝えるということは、意外に悩ましい問題となることがありました。

(3) しかし、現在は、法務局で自筆証書遺言を預かってもらう保管制度が設けられており、この、保管を申請する

そのため、法的に不備がない遺言を残したい方や、関係者が遺言の効力を争う可能性がある方にはお勧めの遺言書といえますが、作成にあたっては、公証人に手数料を支払う必要があります。セミナーでは、この手数料がどのくらいなのか？という質問がよく出ていました。

(2) 詳細については日本公証人連合会のホームページ等で説明がありますが、公正証書遺言作成時の手数料は、公証人手数料令という政令の基準に基づいて計算されます。そのなかでは、

際に必要な手続きを行うことで、法務局が遺言者の死亡の事実を把握した段階で、遺言者が事前に指定した関係者に、法務局から遺言書が保管されている旨を通知してもらうことができます。現状では、自分の死後、遺言書が保管されている事実を誰かに伝えたいという点に限れば、自筆証書遺言を作成して、この保管・通知制度を利用する方法が最も確実といえるかもしれません。

### 最後に

ここでは遺言書作成セミナーにおけるご質問とこれに対する回答をご紹介しましたが、実際のセミナーでは質疑応答に加え、希望される方には、セミナー後の個別相談や、遺言書作成のご依頼も承っています。

今後もこのようなセミナーの開催などを通じて、遺言書作成をお考えの皆様のお役に立ちたいと考えています。



弁護士  
加藤 誠実  
Masami Kato

各種セミナーを随時開催しています。詳しくは、P.12・13をご覧ください。

## 1

## 終活セミナー



無料

このような方々に  
特にお勧めです！

- ・お様がいらっしゃるご夫婦
- ・一人暮らしでお子様もいらっしゃる方
- ・配偶者が先に亡くなられたおひとり様
- ・お子様は離れて暮らしている方
- ・仲の良い親族はいるが高齢だという方
- ・いざという時に頼れる人が身近にいない方
- ・身内と疎遠な方
- ・お子様が親族に迷惑をかけたくないとお考えの方
- ・健康に不安がある方 など

| 日 程         | 場 所 | 時 間   |
|-------------|-----|-------|
| 10 月 1 日(水) | 大 阪 | 11:00 |
| 16 日(木)     | 京 都 | 11:00 |
| 28 日(火)     | 神 戸 | 11:00 |
| 11 月 5 日(水) | 大 阪 | 11:00 |
| 12 日(水)     | 京 都 | 11:00 |
| 19 日(水)     | 神 戸 | 11:00 |
| 12 月 2 日(火) | 大 阪 | 11:00 |
| 11 日(木)     | 神 戸 | 11:00 |
| 16 日(火)     | 京 都 | 11:00 |

## 2

# エンディングノート書き方講座



無料



| 日 程       | 場 所 | 時 間   |
|-----------|-----|-------|
| 11月20日(木) | 大阪  | 11:00 |

## 3

## よくある消費のトラブルと成年後見制度



無料

| 日 程       | 場 所 | 時 間   |
|-----------|-----|-------|
| 10月24日(金) | 大 阪 | 11:00 |
| 12月12日(金) | 大 阪 | 11:00 |

**各種ご予約・お問い合わせは**  
受付時間(月～土)／9:00～17:30  
[スマホ・携帯電話からも通話無料]

な や む な み お

 通話料無料

**0120-7867-30**

※各種セミナー・講座等に関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。 ※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただきます場合があります。 ※セミナー・講座の日程は予告なく変更させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

## 4

離婚相談セミナー



ワンコイン 500円

 女性限定

| 日 程          | 場 所 | 時 間   |
|--------------|-----|-------|
| 10 月 9 日(木)  | 大 阪 | 13:00 |
| 28 日(火)      | 神 戸 | 13:00 |
| 11 月 13 日(木) | 大 阪 | 13:00 |
| 19 日(水)      | 神 戸 | 13:00 |
| 12 月 11 日(木) | 神 戸 | 13:00 |
| 16 日(火)      | 大 阪 | 13:00 |

 男性限定

| 日 程       | 場 所 | 時 間   |
|-----------|-----|-------|
| 10月17日(金) | 大 阪 | 13:00 |
| 11月28日(金) | 大 阪 | 13:00 |
| 12月23日(火) | 大 阪 | 13:00 |

## 5

## 生前対策セミナー



無料

〈ご希望の「テーマ」の回だけでも参加いただけます。〉

| 日 程          | 場 所 | 時 間   | テーマ                  | 内 容                        |
|--------------|-----|-------|----------------------|----------------------------|
| 10 月 6 日(月)  | 大 阪 | 14:00 | 第3回 「 <u>生命保険</u> 」  | 賢い生命保険の活用方法                |
| 22 日(水)      | 神 戸 |       |                      |                            |
| 11 月 12 日(水) | 神 戸 | 14:00 | 第4回 「 <u>財産の承継</u> 」 | 子や孫への財産の遺し方、<br>遺言書の書き方の工夫 |
| 26 日(水)      | 大 阪 |       |                      |                            |
| 12 月 3 日(水)  | 大 阪 | 14:00 | 第5回 「 <u>認知症対策</u> 」 | 遺言・信託・成年後見                 |
| 10 日(水)      | 神 戸 |       |                      |                            |
| 12 月 15 日(月) | 大 阪 | 14:00 | 第6回 「 <u>事業承継</u> 」  | 経営者が考えおくべきこと               |
| 24 日(水)      | 神 戸 |       |                      |                            |

11/15(土)は「いい遺言の日」です!

一生懸命考えて作った遺言書も、内容や方式に不備があると無効になる場合や、紛争のものになることがあります。これから遺言書を作成しようと思っている方や、すでに作成した遺言書がある方も、ご自身のご意向を叶えるためにも、専門家のアドバイスをさせていただくことをおすすめします。



## 退職所得課税についての 税制優遇

退職金は退職所得として課税されますが、退職後の生活資金として利用されることが想定されるため、税制上優遇されており、退職所得は、退職金から退職所得控除額を差し引いたうえで2分の1をかけて、他の所得と分離して計算する分離課税となります。

## 退職所得控除の 重複適用で節税

退職所得が複数ある場合で、その退職所得に関する勤続年数が重複している場合には、退職所得控除はその重複期間に応じて調整されます。しかし、いわゆる「5年ルール」により、退職金を受け取るタイミングをずらすことで、この退職所得控除の重複期間調整なしで退職金を受け取ることが可能となります。

## iDeCo(イデコ)に関する 「10年ルール」への改正

令和7年度税制改正により、iDeCo一時金の受け取り後は、10年以上経過しなければ退職所得控除について、重複期間の調整が行われることになりました。

ですので、税制改正後に退職所得控除を重複期間調整なしで適用しようとする場合には、前記の例ですと、①のiDeCoを60歳で、②の小規模企業共済を70歳で、③の会社退職金を75歳で、というスケジュールに変更して受け取る必要があります。

この改正は、令和8年1月1日以

令和8年1月1日以後に  
iDeCo(イデコ)一時金を  
受け取った方に適用!



リーガル サポート  
インフォメーション

リガサポ!

# 退職所得控除の 重複適用に関する改正

税理士法人エヴィス  
税理士  
西向 隆夫  
Takao Nishimukai



### ●顧問税理士のご紹介

西向先生は、当事務所の顧問税理士として、各種法律相談に関連して発生する税務問題についてアドバイスをいただくなど、必要に応じて事件処理をサポートしてくださっています。ご依頼者様に質の高い法律サービスをご提供するために、今後も西向先生をはじめとする各種専門家と連携を取ってまいりますので、お困りのことがございましたら是非ご相談ください。

後にiDeCo一時金を受け取った方に適用されます。

なお、「10年ルール」は、iDeCoを年金方式で受け取る場合には適用されません。年金方式で受け取る場合は、雑所得で公的年金等控除の対象となり、公的年金等の収入の合計額が65歳未満だと60万円まで、65歳以上だと110万円までは税金がかかりません。iDeCoは60歳から年金を受け取れるので、他の公的年金等の支給開始時期や受給額を検討し、年金方式で受け取ることも選択肢のひとつとなりそうです。

### ●退職所得控除の計算

| 勤続年数(=A) | 退職所得控除額                        |
|----------|--------------------------------|
| 20年以下    | 40万円×A<br>(80万円に満たない場合には、80万円) |
| 20年超     | 800万円+70万円×(A-20年)             |

### ●退職所得金額の計算

退職所得の金額=  
(収入金額-退職所得控除額)×1/2



中小企業の会社経営者の場合には、

- ① iDeCo(イデコ)の老齢給付一時金
- ② 小規模企業共済の老齢給付一時金  
(65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方が対象)
- ③ 自身の経営する会社からの退職一時金



の3つが退職所得となるケースが多いですが、例えば、①のiDeCoを60歳で、②の小規模企業共済を65歳で、③の会社退職金を70歳で(①↓②↓③の順番は厳守)、それぞれの一時金を5年以上経過してから受け取れ、退職所得控除の重複期間調整なしで、それぞれの勤続年数(加入年数)で最大限の退職所得控除を受けることができます。

### 編集後記

ようやく涼しくなってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか?  
今年の夏も外出できないような危険な暑さが続きましたが、無事に秋を迎えることができほっとしています。

みお綜合法律事務所15周年を記念して創刊されたMIO PRESSですが、9年目を迎えることができました。今後ともMIO PRESSをどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 田村 由起



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田・伊藤弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切  
2025年12月末日  
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。  
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。  
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。  
※今後「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

キリトリ線

郵便はがき

5308790

164

現金受取人私郵便  
大阪北局  
承認  
4398

差出有効期間  
2025年12月  
31日まで  
切手をはらずに  
お出しください

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号  
ノースゲートビル オフィスタワー14階  
弁護士法人 みお綜合法律事務所 行



|      |     |
|------|-----|
| フリガナ |     |
| お名前  | 〒   |
| 住所   |     |
| ご連絡先 | ( ) |